

車両系建設機械作業計画書（例）

北海道 作業所

作業所確認	所 長	担 当 者
	石狩	上川

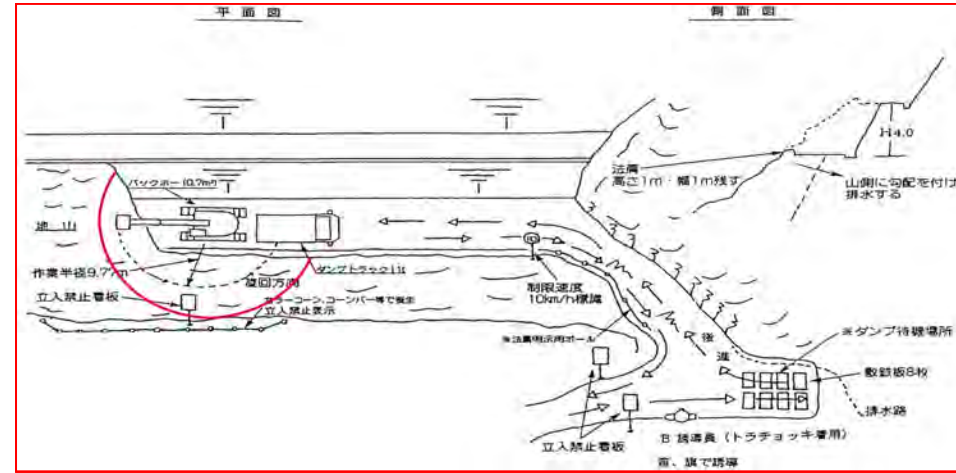
作成日	平成 22 年 6 月 10 日		作成責任者	下 請 太 郎		
車両系建設機械使用の作業名	×××道路改良工事		施工業者名	建設 株式会社		
	作業期間	6 月 20 日 ~ 9 月 30 日				
使用機械	(該当) 区分	機 械 名 称	能 力	台 数	所 有 者	運 転 者
	整地・運搬・積込用機械	ブルドーザD-20	40PS	1	機械リース(株)	整地次郎
	掘削用機械	バックホーPC-200	0.7m ³	1	機械リース(株)	掘削一郎
	基礎工用機械					
	締固め用機械	タイヤローラJW33	3 t	1	機械リース(株)	土方三郎
	解体用機械					
計画	選任・指名	作業主任者名	下 請 太 郎		作業指揮者名	下 請 一 郎
		誘導者指名	有 : 誘 導 五 郎		その他	
	合図の方法	手	笛	旗	無線	その他 ()
	危険範囲立入禁止措置	監視人	バリケード	トラロープ	カーコーン	警報装置
画面内容	地形	平地	傾斜地	度	段差地	作業面 広い 狭い
	地質	硬岩	軟岩	礫	サレキ砂礫	砂 シルト 粘性土 泥炭
	埋設物・架空線近接と防護の方法	埋設物	有 GL 1.2 m	無	架空線	有 離れ m 無
	防護方法	町上下水道管埋設場所を立会のうえ確認する				
機械転倒危険場所と転倒防止措置	有	無	取付道路の排水溝(タイヤローラの保管場所通路)			
作業方法・内容	防止措置 路肩より50cm内にトラロープで防護する					
作業方法・内容 (具体的、簡潔に記入)	車道拡幅に伴う道路改良工事で、横断排水工の根掘り掘削作業					
安全対策 (危険予知に対する措置内容)	工事区間は、バリケードで関係者以外立入禁止の措置をする 誘導者を配置する					

作業場所及び作業範囲と運行経路図

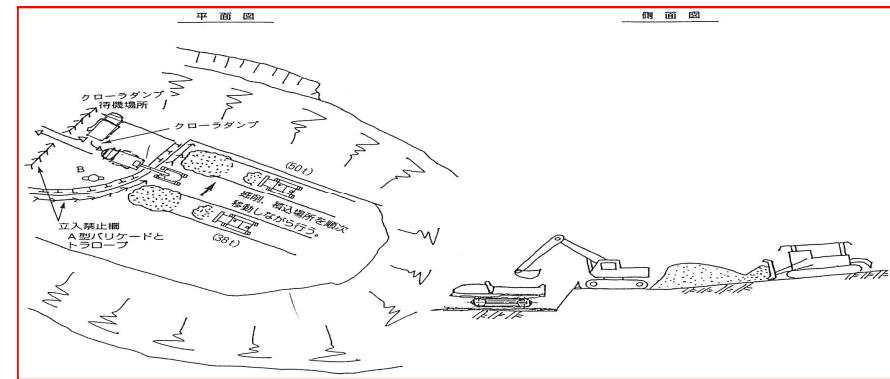
機械位置、付随する機械設備、移動経路と移動位置、安全通路、立入禁止区域、制限速度、誘導者位置などを記入する。

平面図・断面図等を用いて、誘導者、合図者、作業区画などの位置を特定すること

(記入例 1) 法面切土掘削【バックホー、ダンプ】



(記入例 2) 整地、運搬【バックホー、ブルドーザー、クローラダンプ】



周知の記録

・当作業計画書に従って作業します。< 6 月 19 日 > (署名)

下請太郎 掘削一郎 下請一郎 手元五郎
整地次郎 土方三郎 誘導五郎

【対象機械名】

整地・運搬・積込用機械 ブルドーザー、グレーダー、トラクターショベル、スクレーパー、ずり載機
掘削用機械 パワーショベル、ドラグショベル、ドラグライン、クラムシェル
基礎工用機械 くい打機、くい抜機、アースドリル、RSD、せん孔機、アースオーガー
締固め用機械 ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー
解体用機械 ブレーカー、圧砕機

【参考：安全衛生法・安全衛生規則の条文の要約】

安衛法 第29条の2 機械が転倒するおそれのある場所、労働省令で定める場所において、作業を行うときは、元方事業者として関係請負人に対して、関係請負人が危険防止措置が適切に講じられるよう、技術上の指導をするとともに、危険防止のための必要な資材の提供や関係請負人と共同して、危険防止の措置を講じなければならない。
安衛則 第634条の2 前項の労働省令で定める場所とは、「機械が転倒する場所」であり対象機械は、「移動式クレーン」「基礎工用機械」である。
安衛法第30条の五項 特定元方事業者は、作業の工程、作業に使用する機械・設備等の計画を作成するとともに関係請負人が作成した作業計画が、特定元方の計画と適合しているか、確認と指導をしなければならない。
安衛則638条の3 (機体重量3t以上の車両系建設機械、吊上げ荷重3t以上の移動式クレーン)
安衛則638条の4 移動式クレーンは、作業方法・転倒防止装置・作業員の配置が定められているか確認する。